

収入印紙

山梨県立大学 PENTASYAMANASHIプログラムリーフレット2023及び PENTASマガジンVol.3 制作業務委託契約書（案）

公立大学法人山梨県立大学（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結するものとする。

（契約の要項）

第1条 甲は、次項の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 この契約により委託する業務の内容は、次のとおりであり、詳細は別紙仕様書のとおりとする。

一 委託業務の件名、仕様

①「PENTASYAMANASHIプログラムリーフレット2023」の制作業務 一式

②「PENTASマガジンVol.3」の制作業務 一式

二 請負代金額 金●●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額●●●●円）

三 納入期限 令和5年3月3日

四 納入場所 山梨県立大学飯田キャンパス 社会連携課

五 契約保証金 公立大学法人山梨県立大学契約事務取扱規程第26条第6号の規定により免除

（総則）

第2条 甲及び乙は、前条の委託業務に関し、この契約書に従いこれを誠実に履行するものとする。

2 乙は前条第二項①②に定める印刷物（以下「印刷物等」という。）を契約書記載の履行期限（以下「履行期限」という。）内に作製し、甲に引き渡すものとし、甲はその請負代金を支払うものとする。

3 乙は、委託業務の履行につき、甲の監督、指示に従わなければならない。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括請負の禁止）

第4条 乙は、印刷物等の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（検査）

第5条 乙は、印刷物等の制作が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に乙の立ち会いの上、甲が指定する日に、甲の指定する場所で成果品の検査を行うものとする。

3 乙は、印刷物等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに取替、又は修補の措置を講じて甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

(危険負担)

第6条 前条の受領前に生じた印刷物等の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第7条 甲は、印刷物等に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に替え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第5条第2項の規定による引き渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

(代金の支払)

第8条 請負代金の支払いは、検査が完了し、甲が印刷物等を受領した後乙からの適法な支払請求書を受領した日の翌月の末日までに行うものとする。

(延滞違約金)

第9条 乙の責めに帰する事由により、納入期限内に印刷物等を引き渡すことができない場合は、乙は、甲に対して延滞違約金を支払うものとする。

2 前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、請負代金に対し、年2.5パーセントを乗じて得た額とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第10条 甲の責めに帰する事由により第8条の支払期限までに請負代金を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和22年法律第256号)に定めるところにより、支払金額に対し、年2.5パーセントを乗じて得た額とする。

(履行延期等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない理由により、契約期間内にその義務を履行できないときは、理由を明記した文書により、甲に期間の延長を求めることができる。

2 乙は、契約期間内に印刷物を完成することができない事故が発生したときは、直ちにその理由及びその義務を履行できる期日等を詳記した文書を甲に提出しなければならない。

(解除等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じた時は、催告なしにこの契約を解除することができる。

一 乙がこの契約に違反したとき。

二 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

三 自己又は法人等の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その運営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

四 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約期間の委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(著作権)

第13条 乙は、印刷物等に対する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条、第22条の2、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利を、印刷物等の納入後、直ちに甲へ無償で譲渡するものとする。

2 甲は、著作権法第20条第2項各号に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第16条 この契約書に関し、疑義の生じたときは、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月 日

甲 山梨県甲府市飯田五丁目11番1号
公立大学法人山梨県立大学

理事長 早川 正幸

乙 ●●●●